

平成18年度前期

和光市市民活動支援事業補助金審査委員会 会議録

日時：平成18年5月12日(金)

9:00～12:00

場所：和光市役所5階 502会議室

出席者

審査委員：大熊信治、西川正、並木修二、野宗玲子、荒木保敏、成田茂

事務局：柳下正一、石岡隆、五木田裕子、渡邊宗臣、中岡貴裕

審査委員委嘱式

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱第14条に基づき、市長による審査委員の委嘱、任命を行う。委嘱、任命された委員は以下のとおり。

・知識経験を有する者

大熊 信治（淑徳大学国際コミュニケーション学部）

西川 正（特定非営利法人市民活動情報センター・ハンズオン！埼玉）

・公募による市民

並木 修二

野宗 玲子

・市職員

成田 茂（和光市企画部長）

荒木 保敏（和光市市民環境部長）

市長あいさつ

審査委員会

（1）審査委員自己紹介

（2）委員長選出

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱第14条に基づき、委員長を選定。互選の結果、大熊信治委員が委員長に選任される。

大熊委員長選任の際、「和光市に関する知識の有無」に対する質問が出されたが、「淑徳

大学で教鞭を振り、インターンシップ担当者として和光市とは関わりが深いこと」「あくまで委員長はまとめ役であり、知識自体は委員全体で保有すべきものである」ということを理由に大熊委員が選任されることとなった。

(3) 事務局から連絡事項

- ・書類審査を再度行った結果、申請事業に対し市から消耗品の現物支給を受ける予定であること、会場費を間接的に市から助成を受けていることから、2団体の申請が取り下げられ、3団体の審査を行うこととなったこと。
- ・補助金採点票の事務局原案を配布。

(4) 審査基準・審査方法確認

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱第14条2項に掲げられる審査基準を確認。

- ・事務局から審査採点票原案に関する説明。
14条を元に作成したものであること、追加、配点など詳細については審査委員会で決定することを説明。
- ・審査項目は、和光市市民活動支援事業補助金交付要綱第14条2項に掲げられる5つの基準(市民の福祉の向上に効果があり、成果が広く市民に還元される事業であること。先駆的な事業であること。団体の発展に寄与するものであること。事業計画や予算計画が具体的で、実現的な事業であること。会計処理・資金の使途が適切な団体であること。)とし、新たな審査項目は設けない。

・(14条2項(3)にある、「団体の発展に寄与する事業であること。」という項目に関して)団体の発展に寄与するというのはどの団体も同じであり、あえて審査基準とすることが必要か。

和光市市民活動支援事業補助金交付要綱第一条にあるとおり、市民活動団体の自立を支援することが目的であるため、団体が自立に向かって動いているかどうかということ、これからの発展性などを審査する項目であると決定される。

- ・団体補助と事業補助についての意見が出される。団体補助と事業補助というものは本来別物であるが、それを同一に審査することについて審査委員の見解を確認。
 - ・市税を使用しての補助金であることから、団体設立は評価が難しい。

- ・ 自立の形というのは各団体ごとに違い、中身を判断することがむずかしい。
 - ・ 団体の自立を支援するのであるならば、3年間程度の中間的な計画を出してもらいたい。
 - ・ 和光市市民活動支援事業補助金交付要綱を考えると、団体の新設に対して支援することに重きを置いている節がある。
 - ・ 団体の評価というものは、事業よりも評価がされにくい。
-
- ・ 企画提案の出来栄も評価のうちである。よって、わかりにくい発表や資料、質問に対して簡潔・明確な回答にならないというものも、マイナス評価となる。

配点の決定

- ・ 審査委員は、各項目を1点～5点で採点する。
- ・ 審査基準5項目に、5段階評価をつける方法はどうか
5段階の内訳は、5点＝最良点、4点＝かなり良いが、もう一歩。(例えば事業計画にメリハリをつけてほしいなど) 3点＝5点や4点に比べると満たない。しかし市の補助を受けるに値し、今後の活動を考えると信頼に足りる。2点、1点に関しては、自立・創造・計画性に欠け、補助金を交付するに値しない。

加算点について

- ・ 審査基準5項目に加えて、加算点を設ける。
- ・ 名称は「奨励点」とする。
- ・ 奨励点は、自己判断に基づき、審査項目以外の奨励すべき点を評価する基準として設ける。
- ・ 各委員が3点を限度に加点する。

ボーダーラインの決定

- ・ 予算の範囲内であっても、申請事業に対する補助金交付の適否を判断するため、また、恣意的に団体を排除することが起こらないよう、明確なボーダーラインを設ける。
- ・ 満点(加算点含む)は168点とする。(5点×5項目×6人+3点×6人)
- ・ ボーダーラインは満点の6割とし、小数点以下を切り捨てて90点と規定する。

申請団体による企画提案(プレゼンテーション)

1 団体 10 分を上限に企画提案。

和光・文化を育む会「ひだまりガーデン整備事業」

和光まちづくり NPO センター「和光市駅北口広場及び周辺地域デザイン計画」

こども・みらい・わこう「NPO 法人こども・みらい・わこう設立」

の順に行う。

和光・文化を育む会（発表時間：5 分 35 秒）

（1）質疑応答

・ひだまりガーデン整備以外に何をやっているのか

7 割はひだまりガーデン整備事業を行っている。その他にも和光市文化にかかわる事業を行っている。

・寄付金協力は何人程度から受けているのか。

部外者は未知数である。今は内部者の寄付のみでまかなっている状況である。

・実際の活動人数は何人程度か。

8 人程度でローテーションを組んでいる。

・和光市の他課から援助を受けていないか。

受けていない。

和光まちづくり NPO センター（発表時間：8 分 45 秒）

（1）質疑応答

・北口整備に対する和光市の考えが確立されている最中である。この事業は（そういった実情を踏まえると）時期尚早ではないか。

逆であると考え。まちをどうするかというのは市民の意見をもとに議論する必要がある。むしろタイミングは今であると考え。市民の意見と行政の意見のすり合わせをはかる必要があるのではないか。市にとっても市民の声が必要であると考え。

・（NPO センターの）協働のあり方を教えてほしい。

議論をするコミュニケーションの場を提供するということがある。コミュニケーションの場を提供することで、まちの活性化にもつながると考えている。

- ・行政、地権者との関係はどの程度まで進んでいるのか。
具体的な議論はできていない。しかし、シンポジウムなどを通して、地権者や行政だけでなく一般の人にも参加していただき進めていくつもりである。
- ・(予算を見ると、財団法人区画整理促進機構の「街なか再生 NPO 等助成金」が大部分を占めているが、) 助成金交付の内示は大丈夫か。
近いうちに内示が出る。

こども・みらい・わこう設立 (発表時間 : 7 分 2 5 秒)

(質疑応答)

- ・収支予算で、防犯ネット運営に 8 万円とあるが、それはどのようにして 8 万円となったのか。
防犯ネットの予算は別にあり、その経費を昨年の実績を基に考えると 8 万円となる。
- ・支出の内訳を教えてください。
5 万円が携帯電話、その他コピーや郵送料など。
- ・「こども・みらい・わこう」と「防犯ネット」の関係はどのようなものか。
防犯ネットは学校の保護者らによるゆるいネットワークで成り立っている。しかし、当事者の保護者だけでは運営がむずかしい。既に子どもが卒業した親なども含めて、こども・みらい・わこうはそれを支援する団体として設立する。
- ・設立補助金の交付が受けられなかった場合の資金運営はどのように考えるか。
自立を目指す。さらに補助金交付に値するような活動をしていくつもりである。

審査結果

No.	団体名	事業名	総得点
	和光・文化を育む会	ひだまりガーデン整備事業	103点
	和光まちづくり NPO センター	和光市駅北口広場及び周辺地域デザイン計画	101点
	こども・みらい・わこう	NPO 法人こども・みらい・わこう設立	116点

については財団法人区画整理促進機構の助成金 (街なか再生 NPO 等助成金) 交付決定を条件とする。

補助金交付に適する団体

No.	団体名	事業名	事業費総額	補助金申請額
	和光・文化を育む会	ひだまりガーデン整備事業	204,000 円	102,000 円
	和光まちづくりNPOセンター	和光市駅北口広場及び周辺地域デザイン計画	700,000 円	100,000 円
	こども・みらい・わこう	NPO 法人こども・みらい・わこう設立	400,000 円	300,000 円

次回の懸案事項

- ・ 今回の審査委員会は、17年度報告会の前に行われている。しかし、前年の報告会の後に審査委員会を行えば団体の活動がより理解でき、審査を行いやすくなるのではないかと。
- ・ 質問時間を充分とる必要がある。よって、企画提案の時間を5分として、質問時間の増加をすべきか。また、その際の質問時間も、公平性の観点から一定にすべきか否か。平等というものは、時間の平等によって達成すべきものである。
- ・ (事前に申請せずに、当日に配る) 追加資料は適正か否か。
その場で配る資料も、パワーポイントによる説明同様、プレゼンテーションの一部である。
- ・ 補助金は1団体につき、3回の交付を限度としている。団体名の変更などにより、何度も設立補助金を受けるような事態が発生することも考えられる。そのような場合の対処方法。
- ・ 団体支援に対しては、今後3年分の計画書を求める必要があるのではないかと。
- ・ 申請事業の予算書だけでは、余剰金がどのくらいあるのか団体の財政基盤がわからないので、団体の予算書も添付資料として必要。
- ・ 審査基準について。
例)「審査採点集計表により、順位を決定し、予算の範囲内において市民活動支援事業補助金交付団体を決定する」というやり方を今後用いるかどうかなど。